

平成28年度第2回 東京都介護給付適正化推進研修会

～千代田区における介護給付適正化事業について～

平成29年2月22日

千代田区保健福祉部高齢介護課 平林

1. 千代田区の現況

(1) 総人口・被保険者数等(平成29年1月1日現在)

総人口(住民基本台帳に基づく外国人を含む)	59,788人
第1号被保険者	10,786人(18.04%)
ひとりぐらし等高齢者世帯(65歳以上)	7,578人(12.67%)
第2号被保険者	20,665人
被保険者数合計	31,451人
要介護・要支援認定者数	2,246人(20.82%)

(2) 区内居宅介護支援事業所数(平成29年1月1日)

13事業所(ケアマネジャー:33人)

2. 千代田区の介護給付適正化事業

平成28年度取組み事業

- ◎ ケアプラン点検
 - 住宅改修等点検
 - 縦覧点検・医療情報との突合
 - 介護給付費通知
 - 給付実績の活用
 - 事業者指導及び介護サービス推進協議会
 - 要介護認定の適正化

3. ケアプラン点検の流れ

(1) 4月 : 提出依頼事例検討・決定(テーマは年度毎に決定)

(2) 4月、8月 : ケアプラン点検対象事業所に通知

(約3週間後に提出期限を設定)

〈対象事業所〉 ➡ 千代田区の利用者を3人以上受託している
居宅介護支援事業所(千代田区及び近隣区)

〈提出件数〉・10人以上受託している事業所 ➡ 2件

・3~9人受託している事業所 ➡ 1件

・その他受託人数の多い事業所 ➡ ケアマネジャーの人数相当

(3) 前期5月から、後期9月から : 提出書類の確認

(4) 前期7月から、後期9月から : ケアマネジャーと面談
(事業所管理者含む)

(5) 9月、2月 : 対象事業所あて結果通知

(6) 全体報告(周知)等

- ・4月 : 千代田区介護サービス推進協議会で実施時期等説明**
- ・8月 : 第1回事業者集団指導でケアプラン点検中間報告**
- ・2月 : 第2回事業者集団指導でケアプラン点検まとめ報告**

4. ケアプラン点検実施体制等

- ・所管課 : 保健福祉部高齢介護課(介護事業指定係)**
- ・担当者 : 介護保険調査指導員(ケアマネ、非常勤) 3人**
＊常勤職員(6人)が再確認
- ・点検数 : 毎年約80～100件(40～50事業所)**

5. 提出書類等

- (1) ケアプラン点検用表紙、ケアマネジメントプロセス
ケアプラン点検連絡表(ケアマネ自己評価・保険者確認) 別紙
- (2) 基本情報
- (3) アセスメント表及び分析表
- (4) 居宅サービス計画書(第1表～第3表)
- (5) サービス担当者会議の要点
- (6) モニタリング表
- (7) 居宅介護支援経過
- (8) サービス利用票、利用票別表、サービス実績の入った利用票
*(2)、(3)、(6)、(7)については、事業者の使用している様式で可

6. 提出書類の確認事項等

(1) 「23課題分析標準項目」に沿って、①基本情報、②アセスメントが作成されているか確認



(2) ケアプラン点検連絡票(ケアマネ自己評価・保険者確認)について、「どのような視点・考えをもって利用者に関わりケアプランを作成したか。」等、記載されている内容で確認すべき事項がある場合は、それらの項目について整理・記載。



(3) 給付適正化の観点から、適正(適切)なケアプランとなっているか確認し、助言内容等を整理。



(4) 対象事業所と面談に関する日程調整。
(担当ケアマネジャーと事業所管理者の同席を依頼)

7. 面談の目的、進め方等

〈目的〉

- ・ケアマネジャー各自の「ケアマネジメントの質の向上」を図る。
- ・利用者の自立した日常生活の支援のため、「利用者が何を楽しみにしているか、そのためにどうしたいか」について、一緒に考える。

〈進め方〉

- (1) ケアプランを作成する際の基本方針を確認。
- (2) 確認事項の質問は、ケアマネジャーの非難にならないよう配慮。
- (3) 事業所管理者の同席にあたっては、ケアマネジャーが自由に意見が述べられるよう注意。
- (4) ケアマネジャーの力量や資質に応じ、質問の仕方等を変えて、各自の考えを引き出すように工夫。

8. 具体的確認のポイント

(1) ケアプラン点検連絡表(ケアマネ自己評価・保険者確認)

- 利用者及び家族にアセスメントの必要性を理解してもらえたか。
- 利用者及び家族に必要な情報収集を包括的に実施し、主観的事実と客観的事実の両方を踏まえ、アセスメントに活かせたか。
- 利用者の生活上の課題(ニーズ)を明らかにできているか。
- 利用者の能力(可能性)を明らかにすることができるか。
- 利用者に関する予後予測とサービス導入後の予後予測を行っているか。
- 利用者の負担にならないよう適切な時間内でアセスメントができているか。

(2) 居宅サービス計画書(第1表)

- 利用者及び家族の生活に対する意向とアセスメント結果が合致しているか。
- 利用者及び家族が改善可能であると考えられる生活を具体的にイメージできているか。
- 利用者及び家族を含むケアチームが、目指すべき方向性を確認していることが記載されているか。

(3) 居宅サービス計画書(第2表)

- それぞれの課題(ニーズ)が導きだされた原因や背景を把握しているか。
- 優先すべき課題の項目に応じた課題整理が行えているか。
- 生活に対する意向と、生活全般の解決すべき課題(ニーズ)の、関連付けが図られているか。

■長期目標について

- 解決すべき課題について達成可能な目標設定になっているか。
- 達成可能な期間設定となっているか。
- 誤った目標設定となっていないか。

（支援者側の目標を設定、サービス内容を目標に設定 ⇒ × ）

■短期目標について

- 長期目標を達成するための、段階的な目標及び期間となっているか。
- サービス提供事業所担当者が、作成する個別サービス計画の指標となっているか。
- 抽象的な目標設定となっていないか。

■サービス内容・種別・頻度・期間について

- 短期目標達成に必要なサービス内容となっているか。
- 医療ニーズの高い利用者に対し、医療系サービスが適切に位置づけられているか。
- 主治医意見書やサービス担当者会議の意見を反映しているか。
- 特定のサービスによる偏りがないか。
- 家族の支援やインフォーマルサービスも必要に応じ記載されているか。

(4) 居宅サービス計画第3表(週間サービス計画表)

- 介護保険以外の取組み、家族の支援や利用者のセルフケアを含む生活全体の流れが見える記載となっているか。
- 円滑なチームケア実践が可能な記載となっているか。
- 週単位以外サービス欄の目的を理解した記載となっているか。

9. ケアプラン点検結果による評価

【評価項目】

- (1) アセスメントに、本人・家族の主訴(生活に対する意向)が明記されており、利用者の心身の状況や生活環境等について、十分にアセスメントが行われ、サービスの必要性(根拠)が明確に示されている。
- (2) 本人の自立を支援する観点を持ち、ケアプラン第2表に、本人が主体的に取り組める内容(本人の役割)、家族の支援(家族の役割)及びインフォーマルサービスが記載されている。
- (3) サービス担当者会議の要点において照会の内容も含め、主治医や各サービス提供事業所の意見が記載されている。また、主治医や各サービス提供事業所の意見をケアプランに反映している。

- (4) 日頃から各サービス提供事業所との連絡を密にし、介護と医療の連携を行い、支援経過にもその記録を残している。
- (5) 本人の趣味や楽しみが、ケアプランに位置付けられている。

【ケアプランの評価】

Aプラン : 上記(1)～(5)の全てが記載されている。

Bプラン : 上記(1)～(5)のうち、2～4項目が記載されている。

Cプラン : 上記(1)～(5)のうち、0～1項目のみ記載されている。

* 点検及び面談の結果、Cプランに該当し2年以上にわたり改善が確認できない居宅介護支援事業所については、個別で当該ケアプランの再点検(指導)を行う。

10. ケアプラン点検の効果と課題

《効果のあった事例》

- ① 訪問介護の利用回数が減少した例が確認された。
- ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護への変更につながった。
- ③ 介護保険外サービス(在宅支援ホームヘルプサービス:区独自)の利用見直しにつながった。
- ④ 一人事業所(ケアマネジャー)の研修の場(機会)となった。
- ⑤ 車いす付属品の記載がもれているプランについて助言ができた。

〈課題のある事例〉

- ① 特定の事業者のみで、サービスを導入しているケースが多い。
- ② 本人、家族の意向のみで作成されているプランが多い。
- ③ 記載内容が具体的でないプランが多い。

11. 参考

◆ ケアプラン点検のテーマ

平成23年度	一人ぐらしの支援を行っている利用者
平成24年度	要介護3以上で、かつ区独自サービスを利用している利用者
平成25年度	独居又は高齢者のみ世帯で認知症の利用者
平成26年度	①訪問介護と訪問看護の両サービスを利用している利用者 ②通所介護と訪問看護の両サービスを利用している利用者

<p>平成27年度</p>	<p>①要介護1・2・3で、2年以上要介護度が変わらない利用者 ②現在要介護1・2・3で、担当してから要介護度があがった利用者</p>
<p>平成28年度</p>	<p>①支援が困難になってきていると感じている利用者 ②保険者とともに検証(確認)したい利用者</p>